

議案第 2 号

富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 9 月 1 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

国民健康保険基金を適正に管理することにより国民健康保険の健全な運営に資するため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険基金条例（昭和50年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「毎会計年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算上生じた剰余金の額の4分の1を超えない金額とし、その額は市長が定める」を「当該年度の前年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算剰余金の額から当該年度中に返還すべき国庫支出金、県支出金及び療養給付費等交付金の額を控除した額の2分の1以上の額とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。